

春日部市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

春日部市スポーツ振興審議会条例（平成17年条例第188号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
春日部市 <u>スポーツ推進審議会</u> 条例 (設置)	春日部市 <u>スポーツ振興審議会</u> 条例 (設置)
第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に <u>基づき</u> 、春日部市 <u>スポーツ推進審議会</u> （以下「審議会」という。）を置く。 (所掌事務)	第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に <u>基づき</u> 、 <u>合議制の機関として</u> 、春日部市 <u>スポーツ振興審議会</u> （以下「審議会」という。）を置く。 (所掌事務)
第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、 <u>スポーツ推進</u> に関する次に掲げる事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会へ建議する。 (1) <u>スポーツ推進計画</u> に関すること。 (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) 前各号に掲げるもののほか、 <u>スポーツ推進</u> に関すること。 (委員)	第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、 <u>スポーツ振興</u> に関する次に掲げる事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会へ建議する。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) 前各号に掲げるもののほか、 <u>スポーツ振興</u> に関すること。 (委員)
第3条 審議会は、委員 <u>8人</u> 以内をもって組織する。 2 委員は、 <u>次に掲げる者</u> のうちから、教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱する。  (1) 学識経験者 (2) 公募に応じた市民	第3条 審議会は、委員 <u>10人</u> 以内をもって組織する。 2 委員は、 <u>スポーツに関する学識経験者</u> のうちから、教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年5月1日から施行する。

(春日部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 春日部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
<u>スポーツ推進審議</u>		日額	5,200	<u>スポーツ振興審議</u>		日額	5,200
<u>会委員</u>			円	<u>会委員</u>			円